

第4章 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外

24 関連条文

意匠法

第三条の二 意匠登録出願に係る意匠が、当該意匠登録出願の日前の他の意匠登録出願であつて当該意匠登録出願後に第二十条第三項又は第六十六条第三項の規定により意匠公報に掲載されたものの願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠の一部と同一又は類似であるときは、その意匠については、前条第一項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

24.1 意匠法第3条の2の規定

本条の規定は、先願の意匠の一部がほとんどそのまま後願の意匠として意匠登録出願されたときのように、後願の意匠が何ら新しい意匠の創作と認められない場合に適用される。

24.1.1 意匠公報に掲載されたものについて

本条の規定の適用の基礎となる意匠公報は、本条の規定の適用の対象となる意匠登録出願の出願日前に意匠登録出願された意匠について、その対象となる意匠登録出願の出願後に発行された以下のいずれかの意匠公報である。

- (1) 意匠法第20条第3項の規定に基づく意匠公報（登録意匠公報）
- (2) 意匠法第66条第3項の規定に基づく意匠公報（同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）

24.1.2 願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠について

意匠公報に掲載されたものの願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠とは、具体的に、意匠公報に掲載されたもののうち、先願の意匠登録出願人が創作した意匠、すなわち、先願の意匠登録出願の意匠に係る物品について開示した意匠（以下、「出願に係る意匠として開示された意匠」という。）である。

よって、意匠の理解を助けるために必要があるときに加える使用状態を示した図その他の参考図の中に記載されている出願に係る意匠として開示された意匠以外のものは、本条の規定の適用の基礎となる資料とはしない。

これは、意匠の理解を助けるために必要があるときに加える使用状態を示した図その他の参考図において、出願に係る意匠として開示された意匠以外の意匠について、要旨の変更とならない範囲において補正がなされることにより、出願当初のものが登録意匠公報に掲載されない場合もあることを鑑み、意匠登録出願の出願日をもって後願を排除することが後願の意匠登録出願人の利益

を阻害する可能性もあることから、上記のように取扱うものである。

24.1.3 出願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図

24.1.3.1 全体意匠の意匠登録出願の場合

立体的な意匠の場合は、正投影図法により同一縮尺で作成された正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図、又はそれらと置き換え可能な図（以下、「一組の図面」という。）が、出願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図となる。

平面的な意匠の場合は、同一縮尺で作成された表面図及び裏面図（以下、立体的な意匠の場合と同様に「一組の図面」という。）が、出願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図となる。

また、一組の図面だけでは意匠登録出願に係る意匠を充分表現できないときに加える、展開図、断面図、切断部端面図、拡大図、斜視図その他必要な図（以下「その他必要な図」という。）も、出願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図となる。

24.1.3.2 部分意匠の意匠登録出願の場合

部分意匠の意匠登録出願の場合は、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む形態全体を表している一組の図面と、その他必要な図が、出願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図となる。

24.1.3.3 組物の意匠の意匠登録出願の場合

組物の意匠の場合は、願書に添付した図面等に表される二以上の物品の各々（以下、「構成物品」という。）及び構成物品を組み合わせた状態ごとの一組の図面と、その他必要な図が出願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図となる。

24.1.4 意匠の一部について

意匠の一部とは、出願に係る意匠として開示された意匠の外観の中に含まれた一つの閉じられた領域をいい、意匠の構成要素である形状、模様、色彩の一を概念的に分離したものについては、意匠の一部に該当するものとは取扱わない。例えば、出願に係る意匠として開示された意匠が、物品の形状と模様の結合からなる意匠である場合には、その結合した状態の意匠全体における一部を指し、模様を除いた形状のみは意匠の一部に該当するものとは取扱わない。

24.1.5 出願に係る意匠として開示された意匠と後願の全体意匠との類否判断

本条の規定の適用にあたっては、出願に係る意匠として開示された意匠の

中に、原則的に、本条の規定の対象となる後願の全体意匠の全体の形態が開示されていること（後願の全体意匠が対比可能な程度に十分に表されている場合も含む。第2部「意匠登録の要件」第2章「新規性」22.1.2.6「刊行物に記載された意匠について」（1）参照）が必要である。

出願に係る意匠として開示された意匠と、後願の全体意匠とが、出願に係る意匠として開示された意匠が全体意匠であるか部分意匠であるか、それぞれの意匠登録出願の出願人が同一人であるか他人であるか、出願に係る意匠として開示された意匠の意匠に係る物品と後願の全体意匠の意匠に係る物品が同一、類似又は非類似のいずれかであるかを問わず、後願の全体意匠と、出願に係る意匠として開示された意匠のうち後願の全体意匠に相当する一部との、用途及び機能が同一又は類似であって、それぞれの形態が同一又は類似である場合は、両意匠は類似する。

24.1.6 意匠法第3条の2の規定の適用に関する時期的要件

本条は、先願の意匠登録出願の出願日後から、その意匠登録出願に係る意匠公報（登録意匠公報及び協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）の発行日（同日を含む。）までに出願された意匠登録出願に適用する。

なお、意匠公報発行の時以降に意匠登録出願されたことが明らかな意匠登録出願に対しては、意匠法第3条第1項の規定を適用する。

24.1.6.1 出願の分割、出願の変更、及び補正後の新出願に係る意匠登録出願の判断の基準日

意匠法第10条の2第1項の規定による意匠登録出願の分割、意匠法第13条第1項及び第2項の規定による特許出願又は実用新案登録出願の意匠登録出願への変更、或いは意匠法第17条の3の規定による補正却下後の意匠についての新出願が適法に行われた場合、これらの出願はもとの出願の時、或いは手続補正書を提出した時にしたものとみなされる。

したがって、本条の規定の適用にあたっては、分割された意匠登録出願、変更された意匠登録出願、補正却下後の新出願は、遡及が認められたもとの出願の出願日、或いは手続補正書の提出日を判断の基準日とする。

24.1.6.2 パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願の判断の基準日

本条の規定の適用にあたっては、その主張が適正であるとき、第一国の出願日を判断の基準日とする。

24.1.6.3 意匠法第3条の2の規定により拒絶の理由を通知する時期

本条の規定による拒絶の理由は、先願の意匠に係る意匠公報（登録意匠公報及び協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）の発行日後に通知する。

秘密にすることを請求した当該意匠に係る意匠公報の場合は、指定された秘密請求期間の経過後に、意匠登録出願について掲載すべき事項のすべてが掲載された意匠公報の発行日後に拒絶の理由を通知をすることとし、それまでは待ち通知を発する。

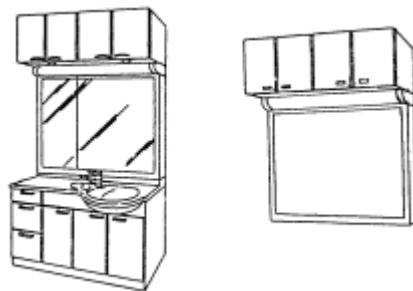
24.2 意匠法第3条の2の規定に該当する意匠登録出願の例

先願が全体意匠の意匠登録出願のとき、当該出願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の意匠との、形態及び、用途及び機能とが、同一又は類似である場合

【適用できる事例1】

出願に係る意匠として開示された意匠
「洗面化粧台」

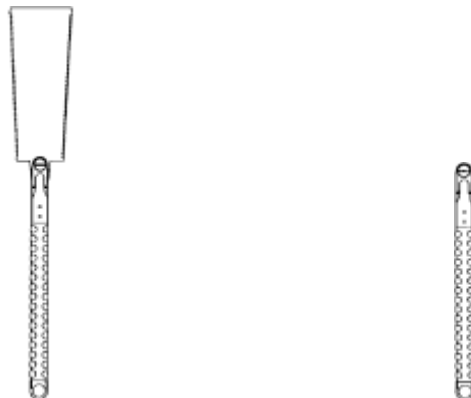
全体意匠の意匠登録出願
「洗面化粧棚」



【適用できる事例2】

出願に係る意匠として開示された意匠
「のこぎり」

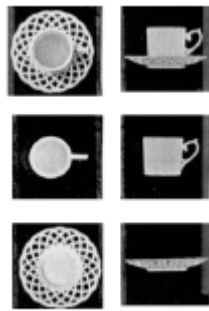
全体意匠の意匠登録出願
「のこぎり用柄」



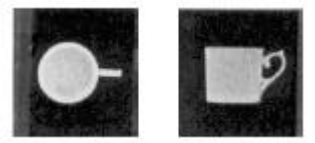
先願が分離できる物品に係る意匠登録出願のとき、当該出願に係る意匠として開示された意匠の一部である分離した一の意匠と後願の全体意匠との、形態及び、用途及び機能とが、同一又は類似である場合

【適用できる事例】

出願に係る意匠として開示された意匠
「コーヒーわん及び受け皿」



全体意匠の意匠登録出願
「コーヒーわん」

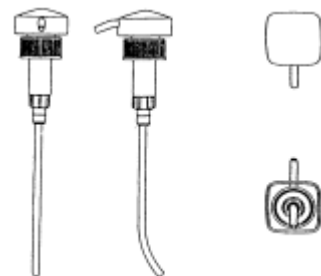


【適用できない事例】

出願に係る意匠として開示された意匠
「噴霧器」



全体意匠の意匠登録出願
「噴霧器の押し出しポンプ」



(補足説明)

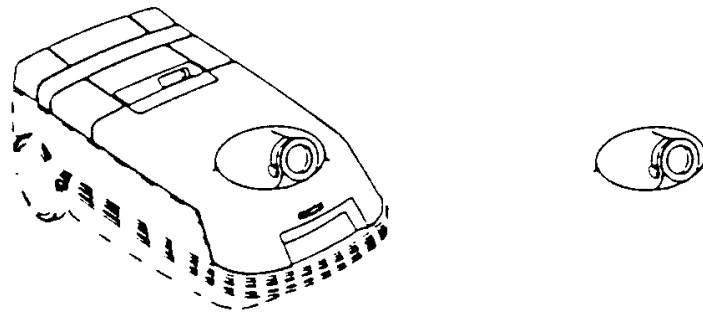
後願の全体意匠の全体の形態が、出願に係る意匠として開示された意匠の中に
対比可能な程度に十分表れていない。

先願が部分意匠の意匠登録出願のとき、当該出願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の全体意匠との、形態及び、用途及び機能とが、同一又は類似である場合

【適用できる事例1】

出願に係る意匠として開示された意匠
「電気掃除機本体」

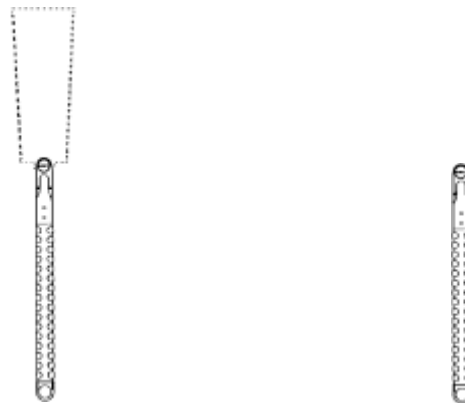
全体意匠の意匠登録出願
「電気掃除機用ホース取付口」



【適用できる事例2】

出願に係る意匠として開示された意匠
「のこぎり」

全体意匠の意匠登録出願
「のこぎり用柄」

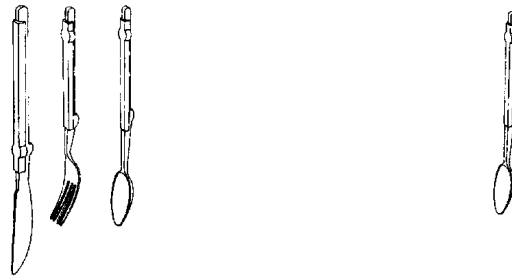


なお、後願の全体意匠が、先願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む形態全体を表したものである場合は、後願の意匠は先願の意匠の一部の意匠とはいえず、本条の規定を適用することができない。

先願が組物の意匠の意匠登録出願のとき、当該出願に係る意匠として開示された意匠のうちの一の組物の構成物品に係る意匠と、後願の全体意匠との、形態及び、用途及び機能とが、同一又は類似である場合

【適用できる事例】

出願に係る意匠として開示された意匠 「一組のナイフ、フォーク、スプーン」	全体意匠の意匠登録出願 「スプーン」
---	-----------------------



先願が全体意匠の意匠登録出願のとき、当該出願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の部分意匠のうち「意匠登録を受けようとする部分」とが、同一又は類似である場合

先願が全体意匠の意匠登録出願で、後願が部分意匠の意匠登録出願である場合、本条の規定を適用できる事例については、第6部「個別の意匠登録出願」第1章「部分」61.4.2.2.2「意匠法第3条第1項第3号の意匠に該当する部分意匠の主なる類型」事例1において、公知の意匠を出願に係る意匠として開示された意匠に読み替えて参照されたい。

先願が部分意匠の意匠登録出願のとき、当該出願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願に係る部分意匠のうち「意匠登録を受けようとする部分」とが、同一又は類似である場合

先願が部分意匠の意匠登録出願で、後願も部分意匠の意匠登録出願である場合、本条の規定を適用できる事例については、第6部「個別の意匠登録出願」第1章「部分」61.4.2.2.2「意匠法第3条第1項第3号の規定に該当する部分意匠の意匠登録出願の主なる類型」事例2から事例6において、公知の意匠を出願に係る意匠として開示された意匠に読み替えて参照されたい。